

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 特定事業者の追加

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者を規制対象の事業者（以下「特定事業者」という。）に加えることとする。

（第二条関係）

第二 取引時の確認事項の追加等

一 特定事業者（司法書士等を除く。）は、顧客等との間で、一定の取引（二の取引を除く。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項のほか、次に掲げる事項の確認を行わなければならないこととする。

（一）取引を行う目的

（二）当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内

容

(三) 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がある場合にあっては、その者の本人特定事項

(第四条第一項関係)

二 特定事業者は、顧客等との間で、次に掲げる取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項及び一(一)から(三)までに掲げる事項並びに当該取引が一定額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況(司法書士等にあつては、本人特定事項)の確認を行わなければならないこととする。この場合において、(一)又は(二)に掲げる取引に際して行う本人特定事項の確認は、(一)に規定する関連取引時確認を行った際に採った方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うものとする。

(一) その相手方が、関連する他の取引の際に行われた一又は二の確認(以下「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

(二) 関連取引時確認が行われた際に、当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等と

の取引

(三) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等

(第四条第二項関係)

三 特定事業者は、確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととする。

(第十条関係)

第三 罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化することとする。

(第二十六条から第二十八条まで関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第三については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとする。

（附則第一条関係）

二 第二に係る経過措置を設けることとする。

（附則第二条関係）

犯罪収益移転防止法の概要 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)
犯罪収益移転防止法が平成19年3月に制定され、平成20年3月1日に施行されます。
1 この法律の目的(第1条関係)
この法律は、犯罪により得た収益をはく奪することや、被害の回復を図ることが重要であることから、犯罪による収益の移転防止を図るとともに、テロ行為などへの資金の供与防止を確保するなどにより、国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展に寄与するために制定されたものです。
2 この法律にいう特定事業者(第2条第2項関係)
この法律では、特定事業者とは、金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等をいうと定められました。
3 特定事業者による措置
(1) 特定事業者(弁護士及び弁護士法人を除く。以下同じ)は、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行うことが義務づけられたとともに、その記録を7年間保存することが義務づけられました。(第4条～第6条関係) (2) 特定事業者は、取引記録を7年間保存することが義務づけられました。(第7条関係) (3) 特定事業者(司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士を除く。)は、その業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等には、一定の事項を監督官庁に届け出ることが義務づけられました。監督官庁は、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知することが定められました。(第9条関係) (4) 特定事業者(業として為替取引を行う者に限る。)は、外国為替取引を行うときは、顧客の本人特定事項等を通知して行わなければならないことが義務づけられました。(第10条関係)
4 弁護士及び弁護士法人による措置(第8条関係)
弁護士及び弁護士法人による本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、この法律に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによると定められました。
5 疑わしい取引の届出に関する情報の提供(第11条・第12条関係)
国家公安委員会は、捜査機関等及び外国の相当機関(FIU)に対し、疑わしい取引の届出に関する情報を提供することが定められました。
注) 特定事業者に係る義務規定などは、平成20年3月1日から施行されます。 今まで金融機関等に本人確認の義務を課していた金融機関本人確認法や、疑わしい取引の届出の根拠となっていた組織犯罪処罰法第5章の規程は廃止され、新たにこの法律により本人確認や取引記録の保存、疑わしい取引の届出義務が適用されることになります。